

長ス協第 91 号  
令和 2 年 10 月 2 日

競技団体代表者 様  
地区スポーツ協会代表者 様  
小・中・高・大学体育連盟代表者 様  
総合型地域スポーツクラブ代表者 様  
スポーツ少年団単位団代表者 様

(公財) 長岡市スポーツ協会  
会 長 市 村 輝 男

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る今後のスポーツ活動について (依頼)  
(令和 2 年 10 月 2 日時点)

別紙のとおり、長岡市から通知がありました。

つきましては、市の対応を踏まえ、下記のとおり適切に対応をお願いします。

併せて、貴団体内に周知いただき、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

## 記

### 1 小・中学生を対象とした活動について

引き続き、令和 2 年 9 月 8 日付「長ス協第 77 号『新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る今後のスポーツ活動について (依頼) (令和 2 年 9 月 8 日時点)』」を 10 月 31 日 (水) まで延長いたします。

(「県外での練習」「宿泊を伴う合宿練習」「県外校との練習試合・合同練習」の実施、並びに「中体連・競技団体主催の北信越・全国大会以外の大会」への参加は不可とするなど)

### 2 高校生を対象とした活動について

別添、長岡市通知文書に準ずることとしますので、適切に対応くださるようお願いいたします。(「県外遠征は、日帰りで実施するものに行うことができる。ただし、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への遠征は控えること。なお、高体連及び競技団体主催の北信越大会・全国大会の参加はこの限りではない。」等)

### 3 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後も状況に応じて方針を変更することがあります。

(公財) 長岡市スポーツ協会 室賀 TEL 0258-34-2130

事務連絡  
令和2年10月1日

公益財団法人  
長岡市スポーツ協会会長 様

長岡市スポーツ振興課長

新型コロナウイルス感染症に係る今後のスポーツ活動の実施について

日ごろから、長岡市のスポーツ振興に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県において新型コロナウイルス感染症に係る部活動実施上の留意事項について、県立学校の対応が示されました。

については、貴協会が実施する事業及び主管する競技団体等の事業においても別紙「部活動実施上の留意事項について」に基づき、スポーツ活動における取組や日程調整等、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルスに関しては日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の取組みにつて、引き続き徹底を図るようお願いいたします。



担当：スポーツ振興係 小野塚  
内線：9213



# 別紙

## 部活動実施上の留意事項について（令和2年9月19日時点）

令和2年9月19日（土）から10月31日（土）までの間、新型コロナウイルス感染防止等に配慮するため、部活動を行う際には、次の点に留意すること。

なお、全国的な感染状況等が変化した場合は変更もあり得る。

- あらゆる活動場面において、密閉空間・密集場所・密接場面を、それぞれ避けること。
- 検温など健康観察を十分に行い、発熱等の風邪の症状がある生徒、部活動顧問や部活動指導員等は活動に参加しないこと。
- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守すること。
- 欄外の、【感染拡大防止対策について】を守れないときは、活動を見合わせること。
- 県外遠征は、日帰りで実施するものに限りに行うことができる。ただし、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への遠征は控えること。なお、高体連及び競技団体主催の北信越大会・全国大会の参加についてはこの限りでない。
- 練習、練習試合及び大会参加の可否については下表のとおりとする。

（○は可、△は条件付で可、×は不可）

練習及び練習試合の実施					大会の参加		
県内での練習	県外での練習	宿泊を伴う合宿練習	県内校との練習試合合同練習	県外校との練習試合合同練習	県内で開催される県外校が参加しない大会	高体連・競技団体主催の北信越・全国大会	その他県外校との交流がある大会
○	△ 日帰りでのみ可	×	○	△ 県外で実施する際は日帰りでのみ可	○	○	△ 県外で実施する際は日帰りでのみ可

- 県外に遠征する場合及び県内で県外校と交流する場合、以下を遵守すること。
  - ・遠征先における直近の感染状況を確認の上、必要に応じて計画の中止・変更を検討すること。
  - ・遠征は、事故防止の観点から、無理のない行程で計画すること。
  - ・遠征は、心身の負担が大きいことから、遠征後は適切に休養日を設定すること。
  - ・部活動顧問は、緊急時対応等を含む活動計画書を校長に提出し、校長の許可を得ること。
  - ・活動への参加にあたっては、生徒及び保護者の意向を尊重すること。
  - ・活動に参加した生徒は、活動後2週間程度、検温等の健康観察を特に丁寧に行うこと。
  - ・参加者に感染が疑われる状況が生じた際は、直ちに校長に報告し、活動を中止すること。
- 宿泊を伴う活動は、次の場合のみ、必要最小限の泊数でのみ可とする。
  - ・高体連及び競技団体主催の北信越大会・全国大会に参加する場合
  - ・佐渡市内の県立学校及び会場まで概ね100km以上の県立学校が、県内で開催される大会へ参加する場合。
  - ・佐渡市内の県立学校が県内での練習試合及び県外遠征を行う場合。ただし1泊を上限とする。その際、校長は、活動の必要性や実施回数、活動内容等について十分に検討した上で、活動の可否を判断するとともに、宿泊を伴う練習試合の日程が、早朝発及び深夜着とならないように配慮すること。
- 宿泊の対応について  
原則シングルルーム対応とするが、確保できない場合はその限りではない。ただし、事前に感染防止対策について宿舎と十分に打ち合わせを行うなど、感染防止に努めること。

### 【感染拡大防止対策について】

- ◆朝の検温、こまめな手洗いや手指消毒、咳エチケットなどについて、生徒に十分に指導する。
- ◆活動場面における隣の生徒との間隔は、必要に応じて実施する密集、接触場面を除いて、概ね2mを目安とする。
- ◆顧問は指導中、原則としてマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外してもよい。ただし、マスクを外した際は、生徒との距離を2m以上確保する。
- ◆部室や更衣室において密閉・密集・密接が発生しやすいことを踏まえた指導を行うこと。
- ◆活動場所や用具、更衣室については、使用後に十分に消毒、清掃を行うなど環境衛生を良好に保つこと。